

令和8年4月16日
不動産・建設経済局建設業課

技術検定の試験地拡大に向けて ～令和8年度も試験地を公募(試行)します(2級土木・建築・電気工事)～

2級技術検定第一次検定(後期)の試験地について、試験運営(試験会場の確保等)にご協力を頂ける機関を公募し、試験地として追加する試行を令和8年度も実施します。昨年度の試行を踏まえ、募集要件の一部緩和や工夫事例の紹介を実施しています。

技術検定は、建設業法 27 条に基づき国土交通大臣が実施する国家試験で、合格者は建設業法により建設工事に配置が求められる技術者になることができます。試験事務については、国土交通大臣が指定する試験機関が行っています。

国土交通省及び指定試験機関では、技術検定の受検資格の合理化やインターネット申請の順次導入等に取り組んでおり、建設業の担い手確保に資するため、引き続き受検環境の改善が必要であると考えております。

そのため、昨年度より、指定試験機関において試験運営にご協力頂ける機関を公募し、応募頂いた機関と指定試験機関における協議・調整の結果、実施可能と判断される場合は、試験地として追加する試行を開始しました。その結果、令和8年度2級土木施工管理技術検定第一次検定(後期)より、甲府、長野、和歌山の3試験地を追加しています。

令和8年度も、昨年度の試行を踏まえた改定等を行い、試験地を公募することとしましたのでお知らせします。(2級第一次検定(後期)「土木」、「建築」または「建築及び電気工事」を対象)

- ① 募集要件を一部緩和 (継続的に見込まれる受検者数の引き下げ等)
- ② 昨年度応募試験地での工夫事例(予定)の紹介

詳細は、別紙、及び指定試験機関の HP に掲載されている募集要項をご確認ください。

※最終的には、国土交通大臣が追加を決定し、実施計画として公表します。

【募集要項等の掲載場所、問合せ先】

※募集要項については、各指定試験機関にお問合せ下さい。

検定種目	指定試験機関	募集要項掲載 HP・問合せ先
土木	一般財団法人 全国建設研修センター	HP アドレス: https://www.jcto.jp/exam/ 電話番号: 042-300-6850 (試験業務局 企画管理部)
建築及び 電気工事	一般財団法人 建設業振興基金	HP アドレス: https://www.fcip-shiken.jp/ 電話番号: 03-5473-1581 (試験研修本部 試験管理・講習部)

【問合せ先】

(募集要項以外に関すること)

不動産・建設経済局建設業課 谿花、藤田

代表: 03-5253-8111(内線 24743、24744)、直通: 03-5253-8380



■令和8年度公募の概要

項目	要件等	主な緩和ポイント
対象検定種目	「土木」※1、「建築」または「建築及び電気工事」	「建築」のみでも応募可能になりました
対象級	2級第一次検定(後期)※2	
追加可能枠	<ul style="list-style-type: none"> ・1道府県1会場※3 ・「土木」は最大7道府県 ・「建築」、「建築及び電気工事」は最大4道府県 	
当該試験会場での受検者の範囲	試験会場がある道府県内の高校生等	
継続的に見込まれる受検者数	100名程度	100名程度に引き下げられました
応募頂く機関	行政機関(道府県等)や教育機関(工業高校等)	
協力頂く内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・試験会場の確保・運営 ・試験監督員の確保・実施 等 	
スケジュール	令和8年6月30日応募締め切り その後、調整が整った種目から試験地を追加。	

※1:検定種別は「土木」とし、「鋼構造物塗装」「薬液注入」を除く。

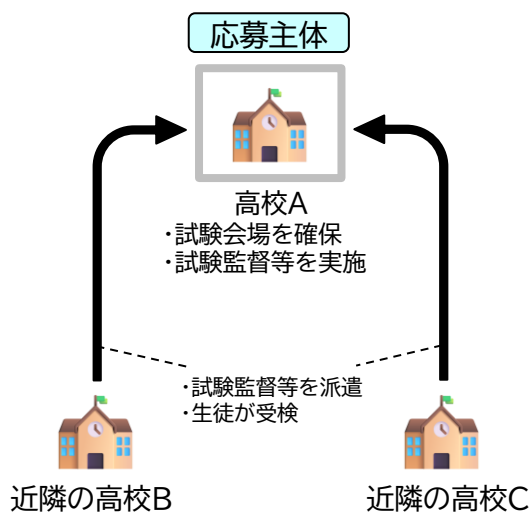
※2:若年受検者の利便性向上等の観点から、まずはこの内容にて実施。

※3:既存試験地所在都道府県を除く。また、「建築及び電気工事」の場合、同じ試験会場での併催。

■昨年度応募試験地での工夫事例(予定)の紹介

①近隣の高校と連携して実施

高校が応募主体となり、試験会場を確保。
応募主体に加え、生徒が受検する近隣の高校と試験監督等の役割・人員を分担。



②県と高校で連携して実施

県の教育委員会や建設業振興部局が応募主体となり、県職員も試験監督等として派遣。

